

サイバーポート(港湾管理分野)の設計状況について

サイバーポート(港湾管理分野)の設計状況とスケジュール

- 令和3年5月～7月にかけて、港湾管理者と関係民間事業者に対し、手続・統計に関する現状の業務フローやシステムの機能に関するヒアリングを行い、これらの結果をもとに、システムの要件を具体化(要件定義)。
- また、令和4年1月～3月にかけては、港湾管理者と関係民間事業者に対し、要件定義を基に作成した手続・統計に関するモックアップ(実際に操作可能な外見確認用模型)の確認を実施し、ユーザ意見を反映した基本設計を実施。
- 現在、基本設計の結果に基づきシステムの詳細な設計・構築・テストを実施中。
- 令和5年1月以降において、構築したシステムを特定の数港に実証的に導入し、港湾管理者や関係民間事業者の実際の使用を経て、効果検証や機能改修事項の抽出等を実施予定。

【設計状況と今後の想定スケジュール】

工程	令和3年							令和4年												令和5年					
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	...
システム開発 実証	要件定義等 (関係者ヒアリング)							基本設計等 (関係者モック確認)			詳細設計・構築・テスト									実証			機能改修 / 本格稼働		

【前回WG資料】港湾行政手続の電子化機能の素案

- 港湾行政手続のうち、入出港届や係留施設使用許可申請等については、NACCS(旧港湾EDIシステム)により電子申請が可能となっているものの、利便性等の観点から、依然として紙ベースで手続を行うケースが存在。
- 行政サービスの質の向上や新型コロナウイルス感染症対策などの観点から、我が国全体で行政のデジタル化を推進することが重要である。全ての港湾行政手続の電子化を図るため、NACCSと一体となって、システムの対象手続の拡大及びシステムの利便性の向上の両方を達成することが必要である。

現行NACCS(第6次)

港湾関連データ連携基盤の取組

次期NACCS(第7次)

NACCS対象手続(紙手続も依然存在)

船舶入出港関連	入出港届 入港料減免・還付申請
船舶動静関連	船舶運航動静通知
港湾施設関連	係留施設使用許可申請 海側施設(船舶給水施設、船舶廃油処理施設、ひき船、渡船橋)使用許可申請 陸側施設(荷役機械、上屋、荷さばき地・野積み場、コンテナ用電源)使用許可申請

NACCS対象外手続(紙手続)

港湾施設関連	水域施設(泊地、船溜まり)使用許可申請、臨港交通施設(駐車施設、運河、道路等)使用許可申請、港湾厚生施設使用許可申請、港湾管理施設(事務所、管理棟等)使用許可申請 等
港湾区域関連	水域・公共空地占用申請、土石・土砂採取申請 等
臨港地区関連	臨港地区内の行為の届出、臨港地区内の構築物建設の申請 等
その他	使用料・占用料関連手続、工作物設置関連手続、港湾環境整備負担金関連手続、埋立等関連手続 等

(NACCSと一体となった取組)

【システムの対象手続の拡大】

- システムの対象を現状のNACCS対象外手続まで拡張し、全ての港湾行政手続を電子化する。
- 民間事業者による申請・届出に加え、当該申請等に対する港湾管理者による処分・受理の通知も対象とする。
- システム上の手続様式の項目については、各港湾管理者が個別に編集・設定可能とする。
- 港湾管理者と国土交通省港湾局との間における手続も対象とする。
- 添付書類データの提出を円滑にシステム上で実施できるものとする。

【システムの利便性の向上】

- 申請にあたり過去の申請データを活用することが可能とする。
- 対象施設の空き状況等を表示可能とする。
- 対象施設の仮予約や港湾管理者による自動応答が可能とする。
- 対象施設の使用実績を入力可能とする。また、当該情報等から施設の利用料金を算出し、申請者に表示可能とする。
- 港湾関連データ連携基盤(港湾インフラ分野)における港湾・施設情報や位置図、区域図等の地図情報との連携を図る。
- 蓄積されたデータを集計・加工し、統計データとして出力可能とする。
- 自宅や外出先等、場所を選ばず利用できるシステムとする。
- 会員登録手続や操作、画面レイアウト等について、システムに不慣れな者、利用頻度の少ない者にも配慮する。システム補助機能を充実する。
- 各港湾における独自のシステムとの連携を図る。
- 港湾に関連する民間のサービス/アプリケーションとの連携を図る。

【システム更改】

- 第7次NACCSについては、2021年度よりシステムの開発を開始し、2025年度の第3四半期以降、システムを稼働予定。
- 港湾関連データ連携基盤の取組については、このNACCSの更改に関する取組と調整を図り、一部は第7次への更改時に反映することを検討。
- 今後、NACCSセンター等の関係者と調整を行い、具体的内容についての検討を実施。

【港湾行政手続】要件定義に向けた関係者ヒアリングにおける主な意見(令和3年5月～7月)

○令和3年5月～7月にかけて、港湾管理者と関係民間事業者に対し、令和2年度末にとりまとめた港湾行政手続の電子化機能の素案に対するヒアリングを実施し、各機能の意見を確認した。

機能分類	港湾管理者（重要港湾以上の14管理者）	民間事業者（船舶代理店業/港運事業の11者）
地図情報機能 地図上での手続の 申請対象施設選択	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓<u>地図上からバースを選択できるようになれば、視認性が向上し、入力ミスを防止できる</u>（現状はコード入力方式）。 ✓特に、不慣れなユーザや若手の社員には便利と思われる。
バースウィンドウ 係留施設の 利用状況の可視化	<ul style="list-style-type: none"> ✓現状、港湾管理者と船舶代理店等との間で、バースの空き状況について何度も電話でやり取りしているため、WEB上で確認可能となれば助かる。 ✓<u>確定（許可済）や予定（未許可）の情報も含め、毎日の船の配置情報を視覚的・リアルタイムに表示</u>できればと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓急遽、待機バースが必要となる場合や、他の大型船舶により入出港に制限が生じる場合があるため、<u>港湾全体のバースの使用状況を俯瞰的に確認できる</u>ことが必要。 ✓<u>船名、コールサイン、全長、総トン数、代理店名、前港等の船舶情報及び岸壁諸元、工事状況等の関連情報</u>の表示があると良い。 ✓申請が早い者勝ちとならないような仕組みが必要。<u>事業者側からは他の船舶に重複して申請可能とし、最終的に港湾管理者が決定・許可を行う運用</u>が望ましい。
手続状況照会 申請した手続の ステータス等の表示	<ul style="list-style-type: none"> ✓申請者からの料金確認の問合せはよくある。<u>納付書が届く前にシステム上で料金確認ができれば</u>、申請者・港湾管理者共に問合せの手間が削減されると思う。 ✓一度、通知した使用料を変更することは難しい。使用料の通知のタイミングは検討が必要（減免も同様）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓手続状況として、<u>船名、施設名、日時（入出港、申請日等）、ステータス、使用料等</u>が網羅されていると良い。 ✓現状、金額が記載された書類を都度、窓口に取りに行っている。データでダウンロードし、印刷可能となれば便利。 ✓使用料の請求に必要な情報は、<u>船名、総トン数、港湾・施設名、使用日時・期間、金額（減免がある場合は明記）、振込先等</u>が網羅されていると良い。
手続拡張 NACCS対象外手続の 電子化	<ul style="list-style-type: none"> ✓現状、紙ベースであり、電子化に事務処理が効率化されることへの期待がある。一方、新規案件（施設使用等）は、事前に図面を見ながら申請者と面談し確認を行っており、電子化して意思疎通が図れるかとの不安面もある。 ✓継続案件（水域占用等）は、電子化されるとありがたい。 ✓<u>申請画面で位置図や求積図などの添付資料をアップロード</u>できれば利用が進むと思われる。 	（上記3機能を中心にヒアリングを実施）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓デジタル証明書が発行された端末でなければ使用できないのは不便。IDとパスワードがあれば端末を問わずログインできるようになると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓担当者が事務所から離れた場所で作業していることもあり、タブレットやスマートフォンなどから、外出先でも申請、変更、実績閲覧等できると業務効率が向上する。

※ヒアリングを行った際の主な意見を抽出したもの。他にも多くの意見があり個別に対応を検討。

【港湾行政手続】NACCS対象手続の利便性の向上機能案(要件定義)

～係留施設使用許可申請の全体図～

1)メニュー(既存のWeb NACCS画面を想定)

港湾行政手続申請

港湾一覧から選択>> ▼

地図から選択 >>

手続から選択 >>

手続状況照会

基本情報管理

2)対象港湾選択

地図から港湾を選択

3)AA港 港湾施設マップ

港湾を選択

地図から岸壁を選択

5)係留施設使用許可申請(既存のWeb NACCS画面を想定)

船舶情報

着岸場所

着離岸日時 ~

貨物情報

荷役情報

完了・報告

登録したマスタから参照利用可能

船舶基本情報

バースウィンドウ

申請

完了・報告登録

申請情報出力

申請入力画面でのデータ添付が可能

ファイル添付

使用後の実績を完了・報告登録

4)AA港 Aふ頭1・2号岸壁 バースウィンドウ

新規申請

変更申請

実績報告

シフト先申請

入港届

港湾全体のバースも選択可能

バースウィンドウにおいて日時・バースを選択

係留施設情報	Aふ頭1号岸壁 (-12m)200m	Aふ頭2号岸壁 (-12m)200m
4/3(水)	12:00 申請 15:00 受理	06:00
4/2(火)	18:00 申請 15:00 許可	06:00
4/1(月)	06:00	06:00

6)手続状況照会

システム上で使用料・減免額等の確認が可能

申請・許可情報のデータ出力が可能

手続種別	船名	港湾施設名称	申請日	申請者	使用日時	使用料	ステータス	参照
<input type="checkbox"/>	係留施設…	FUTO…	〇〇	〇〇	〇〇	-	申請	バースウィンドウ
<input type="checkbox"/>	係留施設…	MINA…	〇〇	〇〇	〇〇	-	受理	バースウィンドウ
<input checked="" type="checkbox"/>	係留施設…	KOWA…	〇〇	〇〇	〇〇	¥170,000	許可	バースウィンドウ

申請・許可帳票出力

CSV出力

申請参照利用

詳細表示

主な機能概要

2)、3) 地図情報機能
対象港湾及び対象施設について、「サイバーポート(港湾インフラ分野)」のGISデータと連携し、地図上からの視覚的な選択を可能とする。

4) バースウィンドウ
申請状況を可視化することで、TEL等による事前調整が不要な申請を可能とする。また、船舶詳細情報や係留施設の工事情報等も表示。

6) 手続状況照会
申請情報を一覧表示し、申請内容の網羅的な確認を可能とする。

※令和3年12月時点の機能イメージ(要件定義)

【港湾行政手続】モックアップの確認における主な意見(令和4年1月～3月)

○令和4年1月～3月にかけては、「バースウィンドウ」及び「手続状況照会」の機能を中心に港湾管理者と関係民間事業者に対し、要件定義を基に作成したモックアップ(実際に操作可能な外見確認用模型)の確認を実施し、実際のユーザとなる者の意見を確認。

機能分類	港湾管理者 (重要港湾以上の14管理者)	民間事業者 (船舶代理店業/港運事業等の20者)
バースウィンドウ 係留施設の利用状況の可視化、申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ビット間の距離が必要。 ✓許可するまで重複して申請できるのであれば、<u>「予約」と「申請」の業務を分けると二度手間となるため、申請だけで良い。</u> ✓<u>500t未満と500t以上の船舶で実績報告に違いがある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ビット間隔が何mであるか記載してほしい。 ✓<u>許可済の船は色分け</u>した方が、より分かり易い。 ✓<u>現在NACCS主体の申請業務が確立されているため、NACCSのデータを反映させるシステムの構築を提案</u>する。重複入力が必要となる新規システムは、作業手順の増加やミスの原因となる為不要である。
手続状況照会 ステータス等の表示	<ul style="list-style-type: none"> ✓料金については減免の有無によって変動があるため、少なくとも<u>減免が反映されたものかどうか区別できるような表示</u>があったほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓<u>申請書・許可書のダウンロード、またはデータ外部出力機能に複数選択・一括ダウンロード機能を追加</u>して欲しい。

※モックアップ確認を行った際の主な意見を抽出したもの。他にも多くの意見があり個別に対応を検討。

港湾行政手続(NACCS対象外手続)の体系整理

○港湾行政手続に関する実態把握調査(令和2年8月末～10月)について、全国の港湾管理者より集約した港湾行政手続を以下の通り分類。本分類を基本として、今後の港湾行政手続の電子化に関する検討を行う。

(大分類)港湾施設

水域施設

- ・泊地使用申請
- ・船溜まり使用申請

臨港交通施設

- ・駐車施設使用申請
- ・運河関連申請
- ・道路使用申請
- ・鉄道基盤施設使用許可申請書

保管施設

- ・貯木場関連使用申請
- ・危険物関連許可申請

旅客施設

- ・待合所使用申請
- ・旅客施設使用申請

船舶役務用施設

- ・給油施設関連使用申請
- ・船舶保管施設使用申請
- ・電機施設使用許可申請

港湾環境整備施設

- ・港湾環境整備施設使用申請

港湾厚生施設

- ・港湾厚生施設使用申請

港湾管理施設

- ・港湾管理施設(事務所等)使用申請
- ・港湾管理施設(コンテナターミナル管理棟)使用申請

港湾施設用地

- ・港湾施設用地利用関連許可申請
- ・船着場地利用関連許可申請
- ・ふ頭用地使用許可申請

移動式施設

- ・人道橋・可動橋等施設使用許可申請

その他(港湾施設)

- ・港湾施設(共通)使用申請
- ・港湾施設(滅失・損傷)等届
- ・港湾施設等の(目的外)使用申請
- ・港湾施設占用許可申請
- ・港湾施設行為申請

(大分類)港湾区域

港湾区域内の水域又は公共空地の占用

- ・水域・公共空地の占用に関する申請

港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

- ・土石・土砂採取に関する申請

港湾区域内の水域又は公共空地における港湾施設の建設又は改良

- ・港湾施設の建設・改良に関する申請

港湾区域内の水域又は公共空地における港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える行為に関する申請

- ・港湾区域内における行為に関する申請

(大分類)臨港地区

臨港地区内における行為

- ・臨港地区内における行為に関する届出

臨港地区内における構築物建設

- ・臨港地区内における構築物建設に関する申請

(大分類)その他

使用料・占用料関連手続

- ・使用料・占用料減免(免除)申請
- ・土石・土砂採取料減免(免除)申請
- ・係留施設使用料減免(免除)申請
- ・給水料の補助申請

権利に関する手続

- ・権利譲渡に係る許可申請

港湾環境整備負担金手続

- ・港湾環境整備負担金申請

埋立等関連手続

- ・埋立免許申請等

工作物設置関連手続

- ・工作物設置許可申請
- ・工事竣工・着手・完了届
- ・工作物設置(廃止・変更・移転等)申請

制限区域内立入等手続

通行・通航許可に関する手続

くん蒸に関する手続

証明書・許可証発行等手続

等

※前回WG資料から一部追記

【港湾行政手続】NACCS対象外手続の電子化拡張案

○港湾管理者に関する手続は、荷さばき地や野積場以外の埠頭用地を荷役作業用として使用する場合の手続や、港湾区域内の水域又は公共空地を占有する際の手続など、多くのものが現行のNACCS(旧港湾EDIシステム)の対象外となっており、紙による申請が行われている。

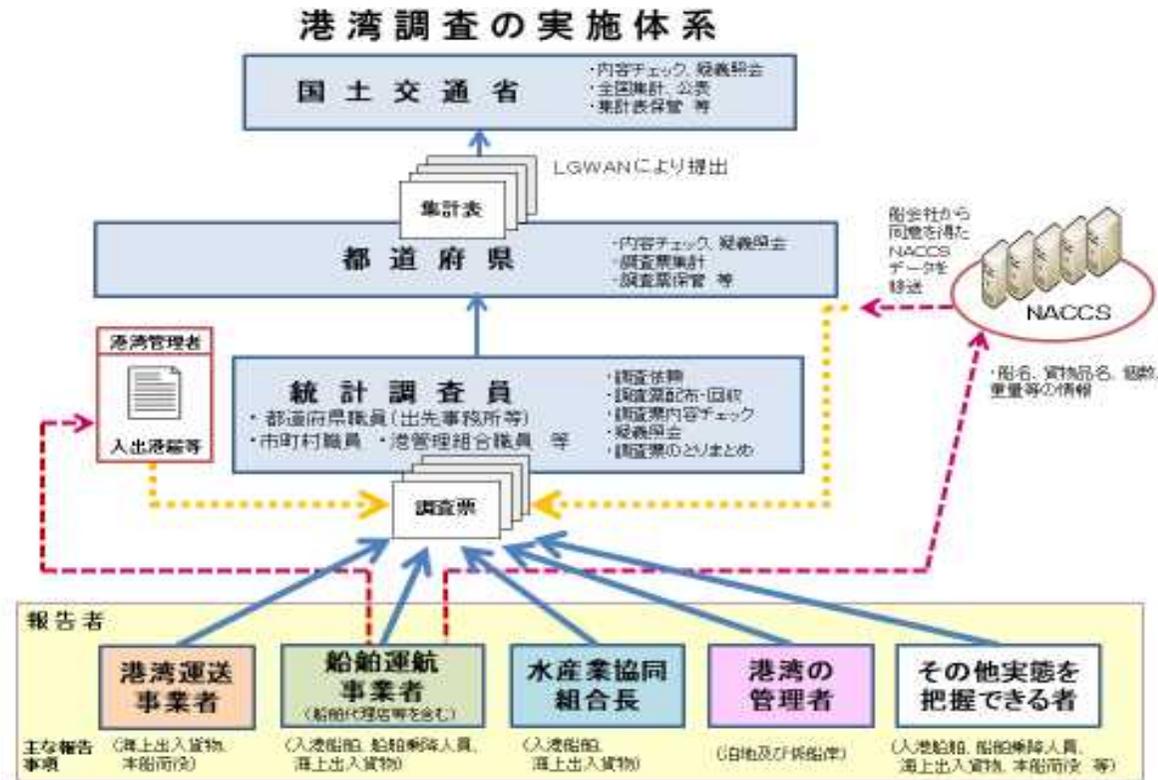
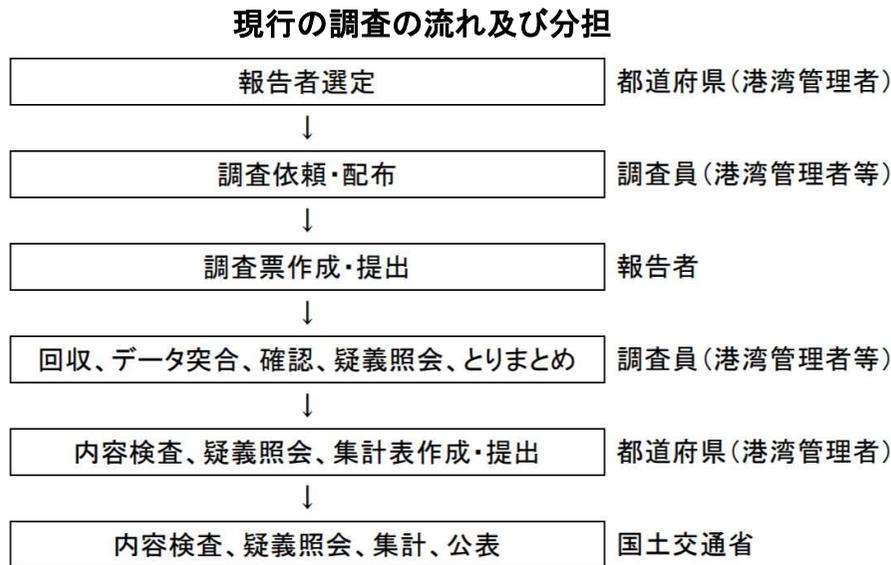
○下表はNACCS対象外手続の内、港湾法で定められている手続や港湾管理者の処理件数の多い手続を抽出・整理したもの(前ページの赤字手続)であり、今後、当該手続区分をもとに関係者へのヒアリング等を行い、システム機能の具体化を図る。

区分	手続名称	概要	主な申請者	電子化案
港湾区域関連	水域・公共空地等の占有申請	港湾区域内の水域又は公共空地の占有	エネルギー関係業者、 占用水域背後地の所有者	個別
	土石・土砂採取の申請	港湾区域内水域等における土砂の採取	建設業者	個別
	水域施設の建設・改良申請	水域施設、外郭施設、係留施設等の建設・改良	製造業者	個別
	その他構築物の建設等	指定の地域内における構築物の建設、廃物の投棄等	建設業者	個別
臨港地区関連	臨港地区内における行為の届出	臨港地区内における水域施設等の建設・改良	倉庫業者	個別
	臨港地区内における建設の申請	臨港地区(分区)内における構築物の建設・用途変更	製造業者	個別
港湾施設関連	港湾施設(共通)使用申請	埠頭用地その他港湾施設の使用	港湾運送事業者	個別
	工作物設置許可申請	埠頭用地等への工作物の設置	港湾運送事業者	個別
	工事竣工・着手・完了届	埠頭用地等における工事の着手、完了	エネルギー関係業者	個別
	港湾施設行為申請	港湾施設内における特定の行為(撮影、行事等)	撮影、イベント業者	個別
	(その他施設利用関連手続)	(その他の港湾施設関連の手続)	—	汎用
その他	(その他港湾管理者手続)	(その他の港湾管理者に関する手続)	—	汎用

【前回WG資料】調査・統計業務の効率化機能の検討について

- 調査・統計業務について、関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図るため、港湾関連データ連携基盤において、一連の作業の電子化など、業務の効率化に向けた機能を構築することを検討。
- 令和2年度に実施した全港湾管理者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、基幹統計である港湾統計に係る調査を主な対象として今後のシステム構築を図る。
- 現状、港湾調査については、船社・代理店や港運事業者等の報告者から提出された調査票について、都道府県・統計調査員（港湾管理者が担うことが多い）が精査・集計し、集計表としてとりまとめ国土交通省に提出し、国土交通省が精査のうえ、港湾統計（月報・年報）としてとりまとめ、公表している。

■現行の調査の流れ及び実施体系（港湾調査）



※出典：第89回サービス統計・企業統計部会（令和元年6月21日）資料1「国土交通省追加説明資料」

【前回WG資料】調査・統計業務の効率化機能の概要

○港湾関連データ連携基盤における調査・統計業務の効率化機能の概要について、これまでの港湾管理者へのアンケートの結果等をもとに以下のとおりとりまとめた。

(1)対象業務について

- 統計法に基づく港湾調査 等

(2)想定利用者

- 国土交通省
- 都道府県(市町村)
- 統計調査員
- 報告者

(3)機能の素案

(調査票の作成・提出の効率化)

- システム上の調査票の一部の項目について、港湾管理者等が個別に編集・設定可能とする。
- 報告者は、調査票の記入及び提出をオンラインで実施可能とする。
- NACCS及び港湾関連データ連携基盤が保有する手続データの活用・反映により、報告者による調査票の入力作業を軽減可能とする。

(集計表・港湾統計の作成の効率化等)

- 調査票の精査作業及び集計表の作成作業を効率化・自動化する。
- 集計表の精査作業及び港湾統計の作成作業を効率化・自動化する。
- 調査票及び集計表のデータを一定期間サーバ上に保管し、出力可能とする。
- 各港湾における独自の集計システムとの連携を図る。

(4)期待される効果

- 調査票、集計表及び港湾統計の作成に係る関係者の作業負担の軽減が図られる。
- 統計作成に係る進行管理の高度化、迅速化により、統計の早期公表が図られる。
- 柔軟なデータ出力を可能とすることで、国や港湾管理者における各種施策への一層の活用が図られる。

【調査・統計業務】要件定義に向けた関係者ヒアリングにおける主な意見(令和3年5月～7月)

○令和3年5月～7月にかけて、港湾管理者と関係民間事業者に対し、令和2年度末にとりまとめた調査・統計業務の効率化機能の素案に対するヒアリングを実施し、機能分類各の意見を確認した。

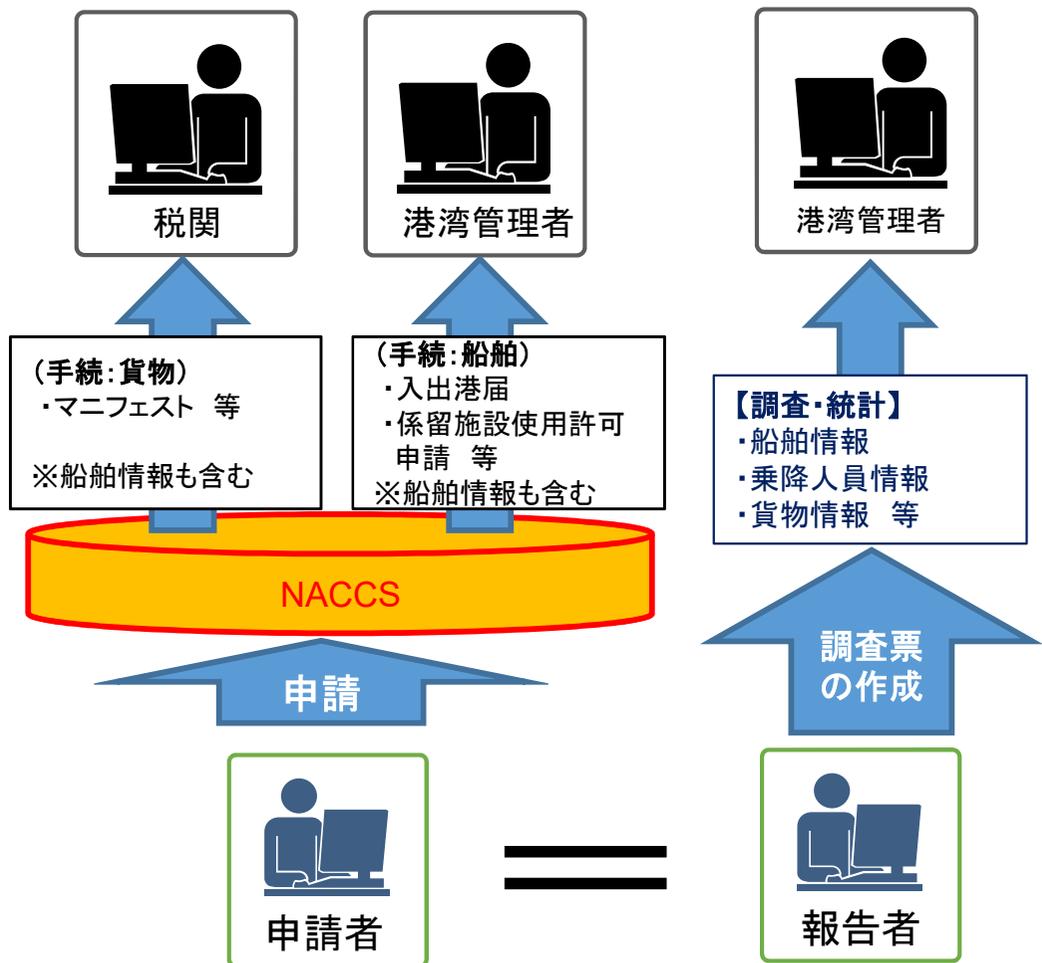
機能分類	港湾管理者（重要港湾以上の14管理者）	民間事業者（船舶代理店業/港運事業の10社）
調査票作成・提出 報告者による調査票の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓利用者の入力の手間を省くのであれば、<u>船舶の入出港データやNACCSの貨物データ等を活用し、貨物情報と紐づけることで、同一情報の入力を不要とする機能</u>があると利用者は助かるのではないか。 ✓<u>前月に提出した調査票データを利用できるような機能</u>があると良いと思われる。 ✓事務所にインターネット環境等がない報告者もいる。 ✓<u>従来の紙による報告とシステムによる報告とで連携が図れるよう</u>配慮をお願いしたい。 ✓<u>AI-OCRの機能</u>をつけてもらえると助かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓港湾調査の調査票について、現在は所定の様式に手入力し、メールで送付している。毎月膨大な量のタイピングが必要であり、入力の手間が減らすことができれば非常に助かる。 ✓<u>NACCSから正確な情報を抽出できる仕組みがあれば、作業量はかなり軽減される。</u> ✓理想は全て自動入力で調査票が完成されること。なるべくデータ連携して欲しい。 ✓月初めに前月のデータをまとめて入力、提出しているが、<u>時間があるときに入力し、一時保管できる機能があるとよい。</u> ✓船舶種別や外航/内航などで分担して複数人で作業している。<u>作業した者がシステム上でわかると良い。</u>
調査票内容確認 都道府県等による調査票内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓現状、報告者から提出された調査票情報と、港湾管理者として保有する船舶情報とのマッチングを1つ1つ目視で行っている。<u>システム内で突合できれば、今よりは楽になるだろう。</u> ✓現状のNACCSデータには<u>港内シフト情報</u>が含まれていない。当該情報があると船舶の移動が明らかになるので助かる。 ✓「このバースでこの貨物を取扱うのはおかしい」等、<u>港毎のワーニングの観点があると思うので、それらを設定できる機能</u>があるとありがたい。 	（報告者のため作業なし）
集計表作成・提出 都道府県等による集計表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓<u>国に提出する集計表が自動で出力される機能</u>があると良い。 ✓過去の集計データと比較して著しく減少していないかなど確認することはある。<u>機能として、異常値の場合にワーニングなどが出ると便利。</u> ✓国交省への提出後に月報を修正することがある。修正が国交省に通知され、変更履歴がシステムに残ると良い。 	（報告者のため作業なし）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓NACCSデータは、港湾統計に必要な情報が不足しているケースや正しくないケースがあり、補足や修正が必要。 ✓適切な情報が入力される形等にできれば、NACCSデータの活用が可能と思われる。 ✓<u>自治体側で構築したシステムとデータ連携</u>できると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓単一貨物を積載する船舶の場合は、（通関情報以外にも）係留施設使用許可情報などにより貨物情報を引用できるようにしてほしい。 ✓<u>社内システムから出力したデータをサイバーポートに取り込む機能</u>が必要。

※ヒアリングを行った際の主な意見を抽出したもの。他にも多くの意見があり個別に対応を検討。

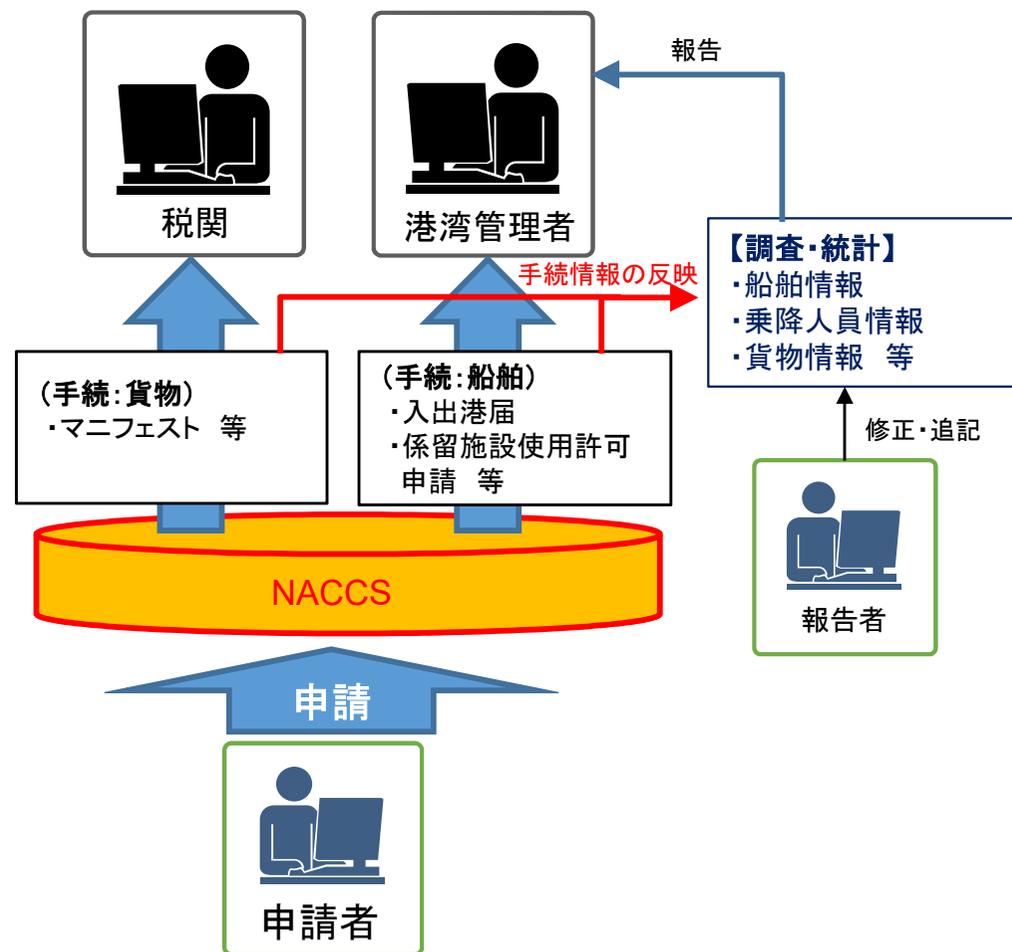
【調査・統計業務】NACCSデータの連携について

- 現状、船舶代理店等の報告者は、NACCSにおける入出港届等の手続とは別に、基幹統計である港湾統計など、各所定の調査票様式にて、手続と同様の船舶の入出港や貨物の積卸に関する情報を港湾管理者等に対して報告しており、作業の重複が発生している。
- このため、サイバーポート(港湾管理分野)の調査・統計機能において、NACCSにおける手続情報の共有・反映により、各種調査票の作成を行うことで、入力内容のワンスオンリー化を図る。

【現状】



【サイバーポート(港湾管理分野)構築後】



○令和4年1月～3月にかけては、港湾管理者と関係民間事業者に対し、要件定義を基に作成したモックアップ(実際に操作可能な外見確認用模型)の確認を実施し、実際のユーザとなる者の意見を確認。

機能分類	港湾管理者 (重要港湾以上の14管理者)	民間事業者 (船舶代理店業/港運事業等の20者)
調査票作成・提出 報告者による調査票の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>選択肢が多い項目は各種マスタを設けていただきたい</u> (船舶情報マスタ、港マスタ、品種マスタなど) ✓ 各入力項目のコードと日本語は可能な限り併記表示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ NACCSで取り込めるデータはNACCSより取り込んで頂き、入力項目を減らせるとよい ✓ 社内システムから出力したデータをサイバーポートに取込む機能について、<u>各社でフォーマットが異なると思われるので、データ変換機能を各社で自由にセットアップできると良い。</u>
調査票内容確認 都道府県等による調査票内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>エクセル等で確認作業を行うためのcsv出力機能</u>があると良い。 ✓ 国土交通省の月報・年報の公表前の最終チェックの基準がエラーチェックに組み込めると手戻りがなくなると思います。 ✓ NACCSの係留施設等使用許可情報とのマッチングによる報告漏れ船舶の確認機能があると良い。 	<p>(報告者のため作業なし)</p>
集計表作成・提出 都道府県等による集計表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提出された調査票を自動集計するにあたり、統計の公表時など、<u>任意の時点で集計表情報が保存できる機能が必要</u> 	<p>(報告者のため作業なし)</p>

※モックアップ確認を行った際の主な意見を抽出したもの。他にも多くの意見があり個別に対応を検討。